各位

会 社 名 OCHIホールディングス株式会社 代表者名

代表取締役 社長執行役員 越智 通広

(コード番号:3166 東証プライム・福証)

問合せ先 取締役執行役員経営企画部長 谷川 満

(TEL 092 - 732 - 8959)

プライム市場の上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況(変更)並びに スタンダード市場への選択申請及び適合状況について

当社は、2021年12月21日に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を、2022年5月10 日に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書(更新)」を、2023年6月21日に「上場維持基準 の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」を提出し、その内容について開示しております。

2023 年4月1日施行の株式会社東京証券取引所の規則改正に伴い、スタンダード市場への上場の再選択 の機会が得られたことから、当社は本日開催の取締役会でスタンダード市場への選択申請することを決議す るとともに、申請いたしましたので、お知らせいたします。

なお、スタンダード市場への選択理由及びスタンダード市場の上場維持基準への適合状況についても、下 記のとおりです。

記

1. 当社のプライム市場の上場維持基準への適合状況の推移及び計画期間

当社の 2023 年 3 月末時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況について、2023 年 6 月 21 日に「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」として開示しておりますが、その推移 を含め、下表(再掲)のとおりとなっております。

		株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式比率	1日平均 売買代金
当社の 適合状況 及び その推移	2021年6月末時点 (移行基準日)※	9,412 人	34, 534 単位	44 億円	25. 3%	0.13億円
	2022年12月末時点 ※	I	I	1	I	0.17億円
	2023年3月末時点 ※	14,842 人	44, 309 単位	57 億円	32. 5%	-
上場維持基準		800 人	20,000 単位	100 億円	35.0%	0. 20 億円
適合状況		適合	適合	不適合	不適合	不適合
計画期間		_	_	2027 年 3 月末	2027年3月末	2026 年 12 月末

※ 当社の適合状況は、東京証券取引所が各項目の判定基準日時点で把握している当社の株券等の分布状 況等をもとに算出を行なったものです。

2. プライム市場の上場維持基準への適合に向けた取組の実施状況及び評価

プライム市場の上場維持基準への適合に向けた取組の実施状況及び評価についても、2023 年 6 月 21 日に「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」として開示しております。様々な取組を実施することで、流通株式時価総額、流通株式比率、及び、1 日平均売買代金は、いずれも増加しておりますが、不適合が継続しております。

3. スタンダード市場選択の理由

当社は、福岡証券取引所に重複上場しつつ、東京証券取引所においてプライム市場の上場維持基準を計画 期間で達成することで、プライム市場で上場を維持することとしてまいりました。

しかしながら、取締役会等で慎重に議論を重ねた結果、東京証券取引所において当社株式が売買できる環境を安定的に維持することがより重要であると判断し、スタンダード市場を選択することといたしました。

4. スタンダード市場の上場維持基準への適合状況

直近の判定基準日時点におけるプライム市場の上場維持基準で適合していなかった流通株式時価総額、流通株式比率、及び、1日平均売買代金については、スタンダード市場の上場維持基準への適合状況は下表のとおりで、スタンダード市場の全ての上場維持基準に適合しております。

		株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式比率	月平均売買高	純資産の額
当社の 適合状況	2023年3月末時点	14,842 人 ※ 1	44, 309 単位 ※ 1	57 億円 ※ 1	32. 5% ※ 1	4,444 単位 ※2	215 億円 ※ 3
スタンダード市場の 上場維持基準		400 人	2,000 単位	10 億円	25%	10 単位	純資産の額が 正

- ※1 当社の適合状況は、東京証券取引所が判定基準日時点で把握している当社の株券等の分布状 況等をもとに算出を行なったものです。
- ※2 月平均売買高は、今期上半期(2023年1月~6月)までの6ヶ月間の合計売買高を6で除して当 社が試算したものであります。
- ※3 純資産の額は、2023年3月31日現在の連結貸借対照表に基づいて当社が算出を行なったものです。

なお、当社は、スタンダード市場への上場の選択申請時点で、同市場全ての上場維持基準に適合している 状況にあることから、今後、上場維持基準の各項目の判定基準日時点において、同市場の上場維持基準のい ずれかに適合しない状況とならない場合、「スタンダード市場の上場維持基準への適合に向けた計画」の開 示の必要はありません。当社といたしましては、スタンダード市場上場会社となる以降においても、プライ ム市場の上場維持基準への適合のための計画は変更せずに、引き続き企業価値向上とコーポレートガバナン ス強化に取り組み、将来的にはプライム市場への上場を目指してまいります。

以上